

## 令和5年度第2回乳幼児教育保育の質の向上に関する懇談会 議事要旨

### 1 開催日時

令和5年12月26日（火） 10時30分～12時

### 2 開催場所

広島市役所北庁舎3階第2会議室

### 3 出席者等

#### (1) 学識経験者・教育関係者・関係団体代表者

|            |                       |
|------------|-----------------------|
| 朝 倉 淳【座長】  | (広島大学 名誉教授)           |
| 徳 永 隆 治    | (安田女子大学教育学部児童教育学科 教授) |
| 渡 邊 英 則    | (認定こども園ゆうゆうのもり幼保園 園長) |
| 福島 ニール 圭治※ | (広島市私立保育協会 理事長)       |
| 米 川 晃      | (広島市私立幼稚園協会 理事長)      |
| 梅 野 和 希 子  | (広島市保育園長会 会長)         |
| 木 村 み ゆ き  | (広島市立幼稚園長会 会長)        |
| 三 吉 和 恵    | (広島市小学校長会 副会長)        |

※オンラインによる出席

#### (2) 事務局（広島市こども未来局・広島市教育委員会事務局）

保育企画課長、保育指導課保育園運営指導担当課長、教育企画課長  
指導第一課長、特別支援保育指導課長、教育センター次長

### 4 議題（公開）

障害のある子どもの園の受入れから小学校への接続までに必要な対応について（まとめ）

### 5 傍聴人の人数

なし

### 6 懇談会資料名

障害のある子どもへの支援

### 7 出席者の発言要旨

事務局の説明に対し、以下のような意見・質問等があった。

※ ○は学識経験者・教育関係者・関係団体代表者、●は事務局職員の発言を表す。

障害のある子どもの園の受入れから小学校への接続までに必要な対応について

- 前年度の懇談会の意見が反映された内容となっている。各園はこの内容を参考にし、子どもの実態をよく見て対応することになると思う。

「はじめに」については、特別支援教育のこと、障害のある子どもの就学前の支援のこと、

就学前教育のことが短い文章の中に詰まっているので、整理して記述するとよい。

構成については、対応時期に応じてページを記載してあるので、経験年数が少ない職員も扱いやすいだろう。また、参考資料があるのが良い。

チェックリストについては、入園の際に一度に聞けない内容もある。保護者との関係性ができてから園は尋ねていることもあるため、先程、「慎重な対応を」という説明のとおり、時間を掛けて尋ねる必要があり、そのことの記述があるとよい。

3 ページ、「家庭環境調査票」は、幼稚園では「家庭環境票」という表現にしているため、そのように表記するとよい。

4 ページ、配慮が必要な子どもを受け入れる上で必要な事項については、入園そのものに係る手続きもあり、各園は漏れがないように対応することが必要であるため、「これだけではない」という説明がいる。

園生活の初めの頃、慣れた頃、小学校等への接続に示してあることは、具体的であり、ポイントとなる視点と思う。園は、これを手掛かりにし、子どもから見た環境を捉えることが大切である。大人の感覚で必要な配慮を考えるだけではなく、子どもが安心して生活できることは何かを捉えることが必要である。チェックリストは園で活用する際に、子どもに合わせた対応が必要となる。

寄り添うべき保護者対応も多様なケースが増えているため、これを周知した後も見直すことができる」とよい。

子どもを主体とすること、その環境をどのように作るのかということが一人一人を大切にすることや職員のスキルアップにつながる。

- 「はじめに」については、伝わりやすく、分かりやすくという御指摘を頂いた。また、使い方や保護者の対応に関すること等の御意見を踏まえ、全体的に修正できるところはしていきたい。
- 3 ページ、生年月日の欄に、現在の年齢とある。いつ記入したのかを記載する欄がないため、現在の年齢となると思うが、記入日が分かるとよい。合わせて、記入日に全ての内容が整うわけではなく、信頼関係を築きながら、徐々に尋ねていくものであるため、この取り扱い自体に一定の期間の幅があるとよい。「外国にルーツを持つ子どもへの支援」の資料もそうだが、これが全てではなく、一例であることについて、どのような表現がよいか。全ての子どもと重なる所とそうでない所とある。大きな枠組みの中で他にも色々とあり、各園所等で独自のものがあることがメッセージとしてあるとよい。
- 障害のある子どもをどのように位置づけるか。行政的に言えば、療育手帳を持つか持たないか、受給者証を持つか持たないか、保育所等訪問支援事業が使えるか使えないか、療育等支援事業の対象になるのかならないのか、これらは対象となる子どもが全て違う。

特別支援学校や特別支援学級に在籍する子どもを除き、障害があり、通常の学級に在籍する子どもの割合は、20年前は3%台だったが、令和4年は8.8%である。このような子どものことも含めるのか。もし、そうであれば、もう少しきっちりとしなければ、混乱を招くだろう。障害がある子どもに特化するのであれば、これで、やぶさかではない。

幼稚園や保育園では、受給者証、手帳を取得している子ども以外の保育で困り感を持っている現場が沢山ある。そのスタートラインをどのように考えるのか。

- 関連して、3 ページ「子ども・家庭の状況確認チェックリスト」の網掛けの部分は良いと思うが、P8「就学先の小学校等につなぐ支援チェックリスト」にも網掛けがある。3 番目の※印の内容は、親が関係者に相談していないというケースである。入園する前は相談していないケースはあるが、一般的にはそのまま保護者に内密のまま配慮の必要な子どもが小学校に上がらないのではないかと。相談をしていないのは、グレーゾーンのケースとなると思うが、ここに書く必要はあるか。この構成でいくと、そうなるのか。
- 網掛けの部分も気になったが、スタートラインの時点で色々と聞いておかないといけないことがある。「配慮」という言葉は、「外国にルーツを持つ子どもへの支援」資料でも出てくるが、その配慮をするということが難しい部分だと思う。確かに時間を掛け、ゆっくりコミュニケーションを取りながらしなくてはいけない所もあると思うが、どうしても最初に聞いておくべきことはあるのではないかと。「配慮」という言葉があると、聞きにくくなるのが沢山出てくるように思う。
- 資料の対象については、診断を受けていない子どもも配慮が必要な場合には、活用することを想定している。御意見のとおり、保護者の認識があり、診断名がある子どもについては、小学校につなげる時に使うことは想定しているが、園で預かる中である程度状況が分かり、診断を受けていない子どもに、どのようなつなぎ方が必要なのかについては、頂いた御意見を踏まえて整理していく。
- 保護者や子どもが障害受容できている場合には配慮の必要性が低いと、現場で悩むのは、集団になじみ難い子ども、気になる子どものように、障害受容ができていない保護者と子どもである。気になる子どもは、障害のある子どもではないが、気にかけないといけない。どちらかというと、集団になじみ難い子は、障害に係わる。このことについて、入園時には保護者に話さないが、進学や進級時には、学期末等の懇談で話している。しかし、保護者がそれに対応できる、受容できるかどうかは難しい。時には、園長が対応し、「お母さん、お子さんの育ちについて保育を進める上で我々も悩んでいる。広島市には療育センターがあるので、足を運んでみてもらえないか。そちらで集団保育の中でお子さんにどのような配慮をするとよいかアドバイスを聞いてもらえませんか。」と保護者に投げかけている。そうすると、行く人とそうでない人がいる。行かない人はそれでも構わないと思っている。障害のある子どもの支援の出発点は、保護者の障害の受容がきちんとできてから始まるので、それまでは我々はそのように持っていけない。なぜなら、親があつての子どもだからだ。親に早い障害の受容を求めたからといって、子どもの成長発達が促されるかと言えば、これは難しい。小学校2、3年生で保護者が障害を受容し、「ここから、色々なことをやっていこう」と保護者と話すと、小学校6年生の卒業する時には追い付いて来た例が沢山ある。「障害があるから認識しなさいよ」ではなく、子どもの姿を保護者が認識できるまでゆっくり待つことが療育のベースだと思う。

ここでいう「障害のある」については、保護者が障害の受容ができているのであれば、心配しなくてもよいと思う。中身を見ると、気になる子どもとか集団になじみ難い子どものことが沢山書いてある。どちらに視点に置くのか。

○ 保護者が気になることがある時や診断を求める時に、内容によると思うが、半年や1年待つことがあると聞いている。地域による違いはあると思うが、保護者が気になっても中々相談機関に繋がらない、行けないという状況の時にはどうなるのだろうか。このところは、改めて整理するということによいか。

● 御指摘のとおり、この資料の使い方ということがある。御意見のとおり、障害があることを保護者が受容し、ハードの体制が整っていればよいが、逆に、保護者に認識がない気になる子どもの対応の方が難しいと聞いている。そこに対して、どのように資料を使っていくのかということになると思う。しっかり整理が必要であるため、検討する時間をいただきたい。

○ 7月に行った政令指定都市私立幼稚園団体協議会の講演で、障害の診断がある子どもよりも、そうではない子どもが結構、放っておかれているという話があった。そうすると、少年犯罪など色々な問題が起こる。グレーゾーンで、障害名がない子どもに丁寧に教育や保育をしなければいけない、そういった子どもが社会で問題を起こしているという話だった。多分、どこかの段階で医師が判断し、診断名をつけると思うが、園や学校はその子たちも含めて、グレーゾーンの子どもたちに対してどのように保育をしていくか、教育をしていくのかということが大事なので、考えていただきたい。

国立特別支援教育総合研究所の先生の話を紹介する。今までは、障害のある子どもが、学校や社会に合わせてきた。共生社会とは、色々な子どもがいて、社会や学校がその子どもに合わせていくこと。LGBTの考え方は、完全にそうであり、校則に合わせるのではなく、その子に合わせていくことになっている。個別最適の学びや協働的な学びなどの話は、その子の良さみたいところ。例えば、自閉症スペクトラム症の子どもの持つ力があるから、そういう子どもを満たしていこうとしているように、その子どもが持つ良さを生かそうとする流れができつつある。そうすると、配慮の必要な子どもだけを切り取って、特別支援の子どもだけの育ちを考えるのではなく、その子どもを含めて園、社会、学校をどのようにつくっていくかという方向で生かせることが「はじめに」のところであるとよい。

理解をする時に触れておくべきことは、その子どもと保護者ではなく、周りの子どもと保護者にどう理解を求めるかという視点もなければ、個別とか、隔離の形になる。噛みつきがあると、「あの子がいるからだ。」となるように、色々なことが起こってくると思うが、そういう形が変わっていくこと。

先程紹介した先生は、「○○ちゃんと仲が良いから部屋に入ってきた。」「先に外でいっぱい遊んだら、みんなの集りに入ってきた。」など、子ども同士の関わりの中で、子どもが落ち着いていくというようなことが記述されている障害に関する本はないと話していた。誰もが人と関わる中で力を発揮するので一緒に生活することが大事。共に入園し、そこで一緒に生活していく中で育つ。その育ちを小学校で育てたいと思う時には、「こんなところが大変だ」ということではなく、「ここまで育ってきた。」「こういうところによさがある。」というよう

な情報を小学校に送れるとよい。P8の「就学先の小学校等へつなぐ支援チェックリスト」は、大変な話ばかり起こる形になるとよくない。一人一人がかけがえのない子どもであることをどのように伝えていくかを考えていくことが大切である。

- 活用方法に関係して、子ども一人一人の多様性が前提としてあり、その多様性により分断されるのではなく、包み込むような中で、共に育ち、暮らしていくことが見える記述や全体の枠組みとなり、「障害がある場合には」と考えることができるようにという意見だったと思うが事務局としてはどうか。

- 大切な視点をいただいた。御意見のとおり、「はじめに」については再度、考えたい。また、小学校につなげる際に、「大変な子どもが来る」という捉えにならないように、使い方や意図を分かりやすくしていきたい。

- 「はじめに」に児童発達支援センターは入れるのか。これが入っていると色々なことが膨らんでくる。保育園、幼稚園、認定こども園等とし、困り感のある子どもとすれば、そこでの障害のある子どもとなる。ここに児童発達支援センターが入ると障害児福祉が入る。こども家庭庁に障害者支援が入ったため、一緒にしましようと言われたらもちろんという立ち位置になるのだが、教育・保育の考え方で言うと、幼稚園教育要領や保育所保育指針に3つの柱、10の姿がある。この考え方は児童発達支援センターにはない。保育園や幼稚園、認定こども園に5領域があるが、児童発達支援センターはそうではない。5領域の内容には近いが、保育指針や幼稚園教育要領にはもっと膨らんで記載してある。

障害のある子どもの支援は大切なことなので、是非、資料をまとめたいが、これに児童発達支援センターや事業を入れると、センターや事業にも送ることになるだろう。しかし、送ると、「必要ない」と言われるだろう。保育園、幼稚園、認定こども園はこういうものは必要だろう。

- 意図や、誤解のないよう使ってもらうことが大事だと思うため、「はじめに」については、御意見を踏まえて整理したい。

- 7ページ、就学先の小学校等への接続については、小学校では10、11月頃から教育相談として、幼稚園や保育園から事前の訪問がある。保護者への支援の欄、3つ目のとおり、就学時健康診断の際の相談や、療育センターの人と一緒に来校してもらうことについては、すでに実績がある。相談できることなど、改めて周知できる良さがある。

8ページ、「就学先の小学校等へつなぐ支援チェックリスト」については、そのとおりだと思う。現在、小学校6年生が進級する際に、特別支援教育課に進学先への書類の提出について指導を受けている。昨日も進学先で参考になるようにと指導を受けたところだ。チェックリストの内容については、「こんなことができる。」という表現もあれば、「困った時にはこうすると、この子どもは生き生きとする。」ということが事前を書いてあれば、園と学校の連携ができ、「このように、聞いていますよ。」と保護者にゆっくりと話を聞くきっかけになる。

保幼小の連携も求められている。7ページの子どもへの支援の欄のとおり、小学校では連

携をしている。このチェックリストを出せばいいのではなく、先程の御意見のとおり、意味あるものになると良い。園と学校の連携の際に、添えてもらえる資料になると良い。

肢体不自由の子どもを受け入れる場合、ソフト面はぎりぎりまで対応できるが、ハード面は小学校の予算が伴うため、対応できることとそうでないことがあるので、何かあれば、早めに教えてもらおうとよい。日頃から安全のため鍵を掛けているが学校には大きな門もある。情緒不安定により飛び出すため鍵を掛けなくてはいけない、小さなところに入り込む傾向があるなど、子どもの傾向を教えてもらっておくと、校内の安全について再度確認ができる。

○ 資料が子どもの安全、安心、成長にとってより良いものとして、実際に活用できるものになると望ましい。

○ 資料に参考資料が紹介してある、それを開くと、その内容に沿ったものが添付してあり、分かり易い。保育園では保育要録を小学校へ送っている。要録では、子どもが「こんなところまで育った。」という書き方をし、小学校へ送っている。「就学先の小学校等へつなぐ支援チェックリスト」の下欄に、「保育要録等と合わせて」と記載してあり、要録で子どもの発達を捉え、良いところ、好きな遊び、安心できるところをきちんと伝えた上で連携することが大切だと分かる。小学校へつなぐうえで大切なことであるため、ここは強調して表記してあるとよい。

7 ページ、就学先の小学校等への接続については、保育園は保育要録をもとに小学校と話をしているが、行き来をすることがあまりなかった。可能な範囲で園に来てもらうこと、引継ぎの際には、小学校の職員間で意識の差異がないように情報共有するということが目に留まった。

● 教育委員会では、6 月頃に、施設課が各学校にヒアリング調査をしている。その際に、来年度の入学予定者の対応についても色々と出される。「スロープを付けて欲しい。」等、諸施設の改修など、来年度の入学予定者について聞いていることやトイレの改修など早目の対応が必要なことなどについて情報が入れば学校にも伝えている。

特別支援教育課では、障害のある子どもの就学相談をしている。小学校段階で、特別支援学校、小学校特別支援学級を検討している場合、もしくは、通常の学級であっても、医療的ケア児、肢体不自由児の場合、相談の申し込みについて4月に広島市内の公立、私立の幼稚園、保育園等へ案内を配付している。施設面に配慮が要る場合は、就学相談で把握した情報を学校や施設課と共有している。入学の際に対応した施設にしようとする、前年度までに情報が分からないと難しいところがある。緊急性があるものは、早急に対応しているが、4月1日や4月入学に間に合わないものもあり、5、6月頃、夏までには対応している。しかし、大きなものはなかなか難しく、例えば、エレベーターやトイレとなると、「この場所に欲しい。」とあっても、設置可能な場所とそうでない場所があることなどから、時間を要する。こちらで把握した情報は小学校に伝え、また、小学校が知っている情報も共有し、早期から対応できるようにしている。対象の子どもが、本当にその小学校に入学するかどうか分からないため、早期から動く難しさもある。

- 表記に「子ども」と「本人」があり、揃えるとよい。6 ページ、子どもへの支援の欄の 2 つ目、「子どもが得意なことを伸ばし、苦手なことに挑戦できる体験を積み重ねられるようにする。」とある。それぞれの考え方があると思うが、園では友達がしている様子を見る、興味が湧くように保育者が声をかけるなどの手立てをしているため、苦手なこととはしなくてよいのではないか。やはり、子どもの気持ちを大切にすることは基本であり、「頑張ってみよう」と伝えていない。大切なのは環境であり、その環境に子どもをどのように受入れるのかということ。その子に合った環境を子ども同士で工夫していくため、集団生活でつくる必要はない。資料に「分かりやすいようにシールを準備」とあるが不要ではないか。子ども同士で生活が流れていくことが子どもの伸びる力だろう。その子に合ったものを準備することは、逆に区別することにつながる。配慮もよく分かるが、その配慮の仕方を具体的にすると、子どもの伸びる力や、他の子がその子どもを見る目がこのような流れになるのではないか。4 ページ、項目の欄の園舎、保育室については、参考例としてはどうか。表示はなくても、子ども同士で教えている。ある施設で、20 年前に付けた便所の表示が未だ残っている。子どもにカードを持たせると、これをしないといけないとなってしまう。そうならないように他の子どもと同じような環境にし、子ども同士で声をかけ合うことは子どもの力ではないか。
- 車椅子で色々なところに移動できるように街や建物が整備されていく、そのプロセスは大事なことだが、一方で、周囲がその車椅子を手助けする、声を掛け合う場面が失われているという議論を聞いたことがある。具体的に書きすぎないことや、必要に応じて参考例にすることも一つの方法だろう。
- 合理的配慮について触れると良いだろう。子どもが生きやすくするための環境をどうするかということであり、これからは、学校だけではなく、社会でも推進していく必要がある。子どもにとってどうかということであり、その子に本当に必要であれば写真や絵での説明があると良いかもしれないし、そのような配慮はしなくても子ども同士で生活できるのであれば、それで良いこともある。タブレットを使って個別な学びもできるようになった。小学校に視力が弱くて教科書が読めない子どもへの配慮で拡大読書器を導入してもらったこともある。社会は、その子に合わせてどのようにしていくのかを考えなくてはならない流れになってきた。

横浜市と広島市とで対応が異なると思うが、保護者が悩むのは、特別支援学級と普通の学級のどちらに行くのかということ。横浜市では、特別支援教育相談センターに行き、そこで参考意見をもらいながら校長と面接をする。友達関係が育っていれば通常の学級にしたいと思うが、特別支援学級では、先生が付いて丁寧に見てもらえると保護者はとても悩む。そのフォローは、園でやることと教育委員会でやることがある。その辺りについては触れないのか。
- 7 ページ右の欄に記載しているとおり、就学の相談、特別支援学校、小学校特別支援学級を検討する場合は、広島市青少年総合相談センターに問い合わせるようになっている。特別支援教育課や他の部署で所管している青少年総合相談センターがあり、障害のある子どもの就学相談を特別支援教育課が行っている。相談員を 13 人配置し、相談に係る問い合わせは

年々増え、就学する子どもがおよそ1万人いるうち、令和4年度で言えば、約1割の880人が就学相談を行っている。13人の相談員は担当制で対応し、児童1人当たり年5回位相談し、合計4、5千回位の対応となる。子どもと保護者とは1回だけではなく、4、5回会う中で、検査を行うとともに、保護者の思いを十分に聴き取っている。情報提供と合意を得ることが重要であり、様々な就学先のメリット、デメリットについて情報提供する。その後、園を訪問した聴き取りや子ども・保護者と就学先の学校の訪問などを行っている。保護者が悩んでいる場合は、通常の学級と特別支援学級の両方を見るようにもしている。特別支援学級も知的、情緒、両方のクラスを見る。そういう過程を経て、保護者に寄り添い、最終的にどうするかは保護者の思いを大事にしている。最後に、教育支援委員会で意見をもらっている。

仕組みはこうなっているが、全ての仕組みをこの中で詳しく書けないため、資料では、小学校接続で特別支援学校や特別支援学級を検討する場合の窓口として記載している。リーフレットは毎年、幼稚園、保育園等の全ての就学前施設に配付し、相談先について各園から案内してもらっている。

- 保護者は、通常の学級と特別支援学級がどのくらい交流しているか等、学校や先生の情報を色々持っている。どちらも望んでいるのだと思う。友達との関わりをもちたいけれど、特別支援学級となると、ほとんど隔離状態になるような学校もあれば、当たり前のように科目によっては一緒にできる学校もある。

子どもを受け入れてくれることが保護者の願いである。実際に行ってみて、先輩のお母さんの話を聞いてみて、その子にとってどうだろうと考えている。園としてフォローするところであり、そういったところを聞きながら一緒に考えてあげることが園として大切だと思う。広島市は手厚い感じがした。親子の味方になってくれ、親身になってくれるところが素敵だと感じた。

- 広島市は仕組みが整っていて、親身になってくれると感じている。

- 皆さんの意見を聞き、小学校へという視点の大切さを感じている。子どもは入園から就学に向けて育っていく。家庭から、園という新しい世界に入ってきた時、園は子どもも保護者も支えることが大切である。子どもは安心の基盤があって、成長、自立へ向かっていく。子ども同士についても安心して生活することができるかという点で評価をする。資料には、いろいろな項目があるが、見直し、参考を入れ、そういうこともあるかもしれないという使い方ができるとよい。

6ページ、保護者への支援の欄の4つ目「苦手な場面や場所が生じた場合」とある。園での様子を振り返り、日々の評価も必要である。“保護者と共に”ということであれば、保護者が色々な思いを抱えていることに配慮し、「こういうことができない。」という言い方ではなく、できるようになったことを伝え、保護者に温かいフィードバックをすると、子どもにとって良い流れとなる。保護者支援では温かいフィードバックが大事である。

もう一点、ある程度の負荷が必要な場合もあるが、人や施設などが安心した環境であり、負荷がかからないことも大切である。自園には難聴の子どもが在籍しているため、生活音について考えることがある。難聴の子どもには、ほぼ聞こえていないが、グレーゾーンの子ど

ものの中には、生活音が辛い子どもがいる。子どもと保護者が共に安心して過ごしているかという視点で環境を考えることも大事である。

- 「障害のある子ども」という言葉で一部の子どもに特化した資料にしなくて良いのではないか。述べられていることの大半は全ての子どもを対象にした内容になるのではないかと。そうすると、表題「障害のある子どもへの支援」を変えた方が良いのではないかと思う。

子どもには直接、保育者が対応することになるが、対応の全てを任すのではなく、専門的な施設あるいは専門家、専門的な参考資料等、それらにいかん、簡単にアクセスできるかをはっきりしておくことが1番大事であろう。

3ページ、その他の欄の4つ目の項目に、「命に関わることが起こる可能性がある子どもについては」という表現があるが、全ての子どもに対して必要なことであるため、この一文はなくて良いのではないかと。命を守ることは、全ての子どもの保育の命題であり、あえて、一部の子どもをピックアップする表現はなくてもよいのではないかと。

- 6ページ、その他の欄に相談先が記載してあるが、令和6年から、児童発達支援センターが中核的な役割をしなければいけないと法令上決められる。広島市の児童発達支援センターもこれに係ってくるため、このことについて入れるとよい。療育と施設支援一般は趣旨が違っているので、整理が必要。児童発達支援センターの役割が明確になるため整理できるとよい。

7ページ、その他の欄について、乳幼児教育保育アドバイザーは教育・保育、施設支援一般事業は障害福祉サービス、巡回相談指導の活用は教育・保育なので、この順番を変えるとよい。

- 3ページ「子ども・家庭の状況確認シートチェックリスト」下の欄の「その他確認したいこと」における子どもの実態に応じて聴き取ることにも、5ページ、その他の欄の「捉える視点の例」を入れ、入園前から聴き取るとよい。得意なこと、苦手なこと、好きなこと、嫌いなこと、他者への関心、環境との関わり、生活習慣、困っている場面等、子どもが入った時にも、「家庭で関わる際に今までどうでしたか」と聞くと、入園前の家庭での様子、また、人とあまり関わっていない時などの実態が分かるだろう。園に入った後にもう1回、口頭で確認することではあるが、入園前に聴き取る項目の例として示してはどうか。

- 建設的な意見を頂いた。資料の整理については座長とも相談しながら進めていきたい。